

平成 29 年 12 月 21 日
参考資料

随時監査の結果について

監査委員は、平成 29 年 9 月 7 日から同年 11 月 28 日までの間に、出先機関 10 箇所について、随時監査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

監査の内容

随時監査は、監査委員が必要があると認めるときに、財務に関する事務の執行について実施するものです。

今回、平成 28 年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の状況を中心に 5 箇所を監査し、また、定期監査の結果、指摘等のあった箇所のうち 5 箇所において、その後の対応などを監査しました。

監査の結果

出先機関 10 箇所のうち 4 箇所で、5 件の不適切事項が認められました。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当するものです。

法令に違反するもの

予算目的に反しているもの

不経済な行為又は損害が生じているもの

事務処理等が適切を欠くもの

前回までの監査の不適切事項等で、是正、改善等のための努力又は検討がされていないもの

詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」(平成 29 年 12 月 21 日付け)のとおり。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 大嶽 電話 045-285-5053

副課長 長谷川 電話 045-285-5054

神奈川県監査委員報告第 22 号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

平成 29 年 12 月 21 日

神奈川県議会議長	佐藤光殿
神奈川県知事	黒岩祐治殿
神奈川県教育委員会教育長	桐谷次郎殿

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	高岡香
同	太田眞晴
同	森正明
同	大村博信

第1 監査の種別及び実施箇所数

随時監査を出先機関10箇所について実施した。

第2 監査実施期間

平成29年9月7日から同年11月28日まで

第3 監査の結果

1 年度末財務監査

平成28年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の財務の執行を中心に調査した次の出先機関5箇所では、監査の結果、2箇所において不適切事項又は要改善事項が認められた。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所(2箇所)

ア 政策局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県県西地域 県政総合センター	平成29年10月11日 (平成29年8月22日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、明星林道調査委託業務(ゼロ県債)の設計額の積算に当たり、舗装計画・設計図作成について、設計業務の基準を適用すべきところ、調査業務の基準で積算したため、設計額(4,233,600円)が313,200円過少であった。

イ 県土整備局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県藤沢土木 事務所	平成29年11月1日 (平成29年9月5日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成28年11月分電気料金(13件、5,843,527円)の支払に当たり、誤って1件、5,522,919円について、前渡金口座へ300,000円過少に支出したため、同口座に残高不足が生じ4件、296,318円の振替ができず、期限後に支払っていた。その結果、平成29年1月及び2月分の電気料金の支払の際に、口座振替割引の適用取消分及び延滞利息として計3,260円を支払うことになった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（3箇所）

- ア 政策局
神奈川県県央地域県政総合センター
- イ 環境農政局
神奈川県環境科学センター
- ウ 県土整備局
神奈川県厚木土木事務所

2 補完的財務監査

平成 28 年度の財務に関する事務の執行について、定期監査において指摘が認められ、その後の対応等を補完的に調査した次の出先機関5箇所では、監査の結果、2箇所において不適切事項又は要改善事項が認められた。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所（2箇所）

ア 産業労働局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県かながわ労働センター	平成 29 年 10 月 16 日 (平成 29 年 8 月 24 日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、外壁等改修工事に伴う水道代(平成 28 年 11 月 2 日から平成 29 年 3 月 6 日分まで 7,551 円)の立替収入に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に基づき水道事業者からの請求ごとに徴収すべきところ、工事終了後に請負業者から連絡を受けるまで使用の事実を把握していなかったため、総額を一括して徴収していた。

イ 教育委員会

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立鶴見養護学校	平成 29 年 10 月 23 日 (平成 29 年 9 月 8 日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、県立学校施設開放事業に伴い利用者から徴収する電気代実費相当額 1 件、660 円を徴収していなかった。 2 契約事務において、消防設備点検(下半期)及び防火設備・防火対象物点検業務委託契約(契約額 236,736 円)の履行確

		認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。
--	--	---

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（3箇所）

ア 政策局

神奈川県湘南地域県政総合センター

イ 産業労働局

神奈川県立東部総合職業技術校

ウ 県土整備局

神奈川県厚木土木事務所東部センター